

沖公評第 53 号
平成 20年 7月 22日

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

沖縄県公共事業評価監視委員会
委員長 吉 永 安 俊



平成19年度沖縄県公共事業評価監視委員会における審議結果及び審議の概要について

平成19年度における沖縄県土木建築部及び農林水産部が所管する公共事業の再評価に関し、沖縄県附属機関設置条例第1条に基づき、当委員会審議の結果と審議の概要について、別紙のとおり、とりまとめましたので具申します。



沖縄県公共事業評価監視委員会

平成19年度審議結果報告

1. 審議状況

沖縄県公共事業評価監視委員会は、平成19年度において4回の委員会を開催し、県から諮問された土木建築部所管の13事業、農林水産部所管の2事業、計15事業の再評価原案について、審議を行った。

2. 審議結果

- (1) 土木建築部所管の13事業について、事業継続は妥当であるものと認められる。
- (2) 農林水産部所管の2事業について、事業継続は妥当であるものと認められる。

3. 審議結果一覧 (2頁)

4. 審議の概要 (3頁～)

5. 委員会名簿 (11頁)

平成19年度沖縄県公共事業評価監視委員会 審議結果一覧

平成20年7月22日

開催日時	再評価事業	事業主体	審議結果	再評価該当項目
第1回 委員会 平成19年6月8日開催 場所: 沖縄レインボーホテル 時間: 14時～17時	[道路事業] ①国道331号二見バイパス	県・土木建築部	事業継続は妥当	再評価後 5年を経過
	[河川事業] ②石川河川改修事業	県・土木建築部	事業継続は妥当	再評価後 5年を経過
第2回 委員会 平成19年9月10日開催 場所: 沖縄レインボーホテル 時間: 14時～17時	[道路事業] ①国道507号津嘉山バイパス	県・土木建築部	事業継続は妥当	再評価後 5年を経過
	②東風平豊見城線	"	"	採択後 10年を経過
	[公園事業] ③沖縄県総合運動公園	県・土木建築部	事業継続は妥当	再評価後 5年を経過
第3回 委員会 平成19年11月9日開催 場所: 沖縄レインボーホテル 時間: 14時～17時	[道路事業] ①真地久茂地線外1線(トンネル工区)	県・土木建築部	事業継続は妥当	採択後 10年を経過
	②真地久茂地線外1線(真地工区)	"	"	再評価後 5年を経過
	③新都心牧志線外1線	"	"	採択後 10年を経過
	[公園事業] ④浦添大公園	県・土木建築部	事業継続は妥当	再評価後 5年を経過
	⑤首里城公園	"	"	"
第4回 委員会 平成20年1月24日開催 場所: 沖縄レインボーホテル 時間: 14時～17時	[道路事業] ①県道153号線外1線	県・土木建築部	事業継続は妥当	採択後 10年を経過
	[河川事業] ②久茂地川河川改修事業	県・土木建築部	事業継続は妥当	採択後 10年を経過
	③与那原川河川改修事業	"	"	再評価後 5年を経過
	[県営かんがい排水事業] ④カンジン2期地区	県・農林水産部	事業継続は妥当	採択後 10年を経過
	[県営畑地帯総合整備事業] ⑤寄草地区	県・農林水産部	事業継続は妥当	採択後 10年を経過
適 要	土木建築部事業 13件 農林水産部事業 2件 合 計 15件		採択後 10年を経過 7件 再評価後 5年を経過 8件	

3. 審議の概要

○第1回委員会（平成19年6月8日）

①一般国道331号二見バイパス道路改築事業

（再評価理由）

用地交渉及び漁業補償交渉が難航し、事業期間が長引いたため、再評価後5年を経過している。

（審議概要）

委員から、1号トンネルの工事期間、バイパス完成後の現道の取扱、国道329号を工事する理由、今後3年間の事業費増の可能性、通過車両の時間短縮効果、二見地区の地域づくりに対する見解、バイパスが二見地区を通過しないことに対する影響等、が質疑された。事業者からは、1号トンネルは平成20年度から平成21年度までの2年間で予定していること、現道はバイパス完成後も現在の形状で利用することができること、国道管理事務所との取付協議の中で交通安全のため国道329号を工事すること、実施設計等を精査した金額で算出しているため、増にはならないと考えていること、時速50kmで走行した場合、5分間の時間短縮効果が期待できること、二見地区は災害が起こりやすい地域のため、最低限のライフラインは確保する観点で整備を進めること、二見地区の住民と調整しバイパスルートを決定しており、地元も納得している旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・車を中心とした道路整備は時代に反していると思う。また、高齢化社会を迎えるにあたり、歩いて暮らせるまちづくりが必要になってくる。
- ・バイパスが出来ることにより、当事者である地域の人々にとって、どれだけの利便性があるかどうかということは、重要なことである。
- ・地元は、この道路や周辺を整備することにより、観光を振興して過疎を食い止めたいとの期待を持っている。

（審議結果）

事業継続は妥当。

②石川川河川改修事業

（再評価理由）

石川橋に添加されている企業局導水管の移設協議に時間を要し、石川橋の工事着手が遅れたため、再評価後5年を経過している。

（審議概要）

委員から、河口部のマングローブの取扱、現在の氾濫被害とマングローブの撤去の必要性、石川ダム役割、便益算出の単価の基準年等、が質疑された。事業者からは、治水に影響を与えない範囲で護岸沿いのマングローブは残すこと、近年、大きな氾濫被害は出ていないものの、マングローブにビニールなどのゴミが引っかけると非常に危険な状況にな

ること、石川ダムは農林関係のダムであり、治水効果は期待できないこと、平成12年の単価を使用し便益を算出している旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・全てのマングローブを撤去し、両岸のコンクリートが目立つような雰囲気ではなく、近自然的な河川のあり方を関係者と相談しながら整備して貰いたい。
- ・今後、大型スーパーの建設や区画整理事業が完了すれば、費用便益比はもっと高くなる。

(審議結果)

事業継続は妥当。

○第2回委員会(平成19年9月10日)

①一般国道507号(津嘉山バイパス)道路改築事業

(再評価理由)

当該道路と一体的に整備する土地区画整理事業の進捗の遅れと、事業区間の延伸に伴い、事業期間が長引いたため、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、事業費が当初計画と比較し約62億円増えた理由、便益費の基準年換算の手法、中央分離帯と歩道部の植栽、今後の植栽計画等、が質疑された。事業者からは、平面交差箇所を立体化するため橋梁に変更したことと、地滑り対策に法面アンカー工法を採用したことと、終点側を180m延伸したことを合わせ62億円の増となったこと、将来の便益費を現在価値に換算するために、年間4%の割引率を乗じて算出していること、中央分離帯にはタコノキ、歩道部にはアカギを植えること、植栽計画については、地元八重瀬町の意見も聞きながら決定した旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・緑陰は沖縄にとって大変重要だと思しますので、出来るだけ強く、手間のかからない、なおかつ大きくなって陰をつくる樹種を選定して貰いたい。
- ・用地も98%済んでいるということですので、事業を速やかに完了して供用して頂きたい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

②一般県道東風平豊見城線道路改築事業

(再評価理由)

上田地区の土地区画整理事業が断念したことから、事業区間を延伸し同地区の道路拡幅を道路事業で実施することとなったため、事業採択後10年を経過している。

(審議概要)

委員から、平成19年度までの事業費、事業の進捗状況、車道を4車線にする必要性、道路改良後の通学路の安全性、市道への大型車両の進入状況等、が質疑された。事業者か

らは、平成19年度までの事業費が168億円であること、事業費ベースで65%、整備延長ベースで28%であること、将来交通量が当該地区で1万2,000台以上あることから4車線必要であること、4車線の道路をつくることにより、通過交通と生活道路にわけ、通学路へ流れ込む車両を少なくし、交通安全が図られること、現在、市道に大型車が流れ込んでいるため、道路の破損もひどい状況である旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・道路構造令上、片側2車線の高規格道路の場合、路側帯の2mと歩道の5.5mを幾分か小さくすることは、検討課題と思われる。

(審議結果)

事業継続は妥当。

③沖縄総合運動公園整備事業

(再評価理由)

前再評価において、平成23年度までの長期計画として設定しているため、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、当該公園以外の自転車競技場の有無、仮設自転車競技場の本設としての継続使用、公園内に存在する墓地の文化的価値、墓地の箇所整備、総事業費より施設整備費が大きくなる理由、便益計算に用いる誘致圏域の範囲、便益計算に用いる車1台当たりのガソリン代の換算方法等、が質疑された。事業者からは、自転車競技をする施設は、沖縄県総合運動公園以外にないこと、平成23年度までに県教育長と調整しながら社会情勢を見極めて自転車競技場の存続に関する判断をすること、公園内の墓地は、特に由緒あるものとか、文化的価値があるものではないこと、墓地を撤去して緑地保全を図ること、施設整備費は割増率が4%かかっているため、総事業費より大きくなること、誘致圏域は公園を中心に38.8kmの輪に入る17市町村を対象としていること、来園者数を3.5人で割ってガソリン代を算出する旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・自転車競技場を平成22年のインターハイまで使って、そのあと壊して別の場所に新たに造るより、ここを本設として使用し、新たな競技場は造らない方が効率がよい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

○第3回委員会（平成19年11月 9日）

①真地久茂地線外1線街路事業（トンネル工区）

（再評価理由）

用地補償交渉が難航し事業期間が長引いたため、事業採択後10年を経過している。

（審議概要）

委員から、トンネル上部の建物への影響、事業効果の評価指標における運転経費、トンネル内の排気ガス対策等、が質疑された。事業者からは、トンネルは建物の地下20mから40mの深い箇所を掘削していることもあり、特に周辺から苦情等が無いこと、乗用車の場合、速度が5km早まると1km当たり約30円の経済効果があること、車両の進入で空気が押し出されることから、換気は十分である旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・用地取得も100%であることから、工事を進めてもらい早く供用して頂きたい。

（審議結果）

事業継続は妥当。

②真地久茂地線外1線街路事業（真地工区）

（再評価理由）

当該工区は、近接するトンネル工区の掘削土砂等の運搬経路となっており、トンネル工区に進捗を合わせる必要があるため、再評価後5年を経過している。

（審議概要）

委員から、第2環状線との交差点の整備、旧道の整備、が質疑された。事業者からは、第2環状線を挟んだ反対側に国道329号南風原バイパスが整備される予定であり、当該箇所が大きな交差点となること、西側の上間交差点から識名園の手前までは、今後7年から8年で工事完成予定であること、また識名園箇所の整備については、西側の進捗状況を勘案しながら工事を進める予定である旨が説明された。

なお、主な意見は特になかった。

（審議結果）

事業継続は妥当。

③新都心牧志線外1線街路事業

（再評価理由）

用地補償交渉が難航し事業期間が長引いたため、事業採択後10年を経過している。

（審議概要）

委員から、横断歩道から歩道橋へ変更することに対する地元の同意、歩道橋の車椅子対応、歩道橋のエレベーター設置、赤土等防止条例の遵守等、が質疑された。事業者からは、暫定的に横断歩道を設置し、用地買収後に歩道橋をつくるということで、地元及び警察と協議し、特に異論や反対はなかったこと、車椅子対応の斜路は、8%の勾配が必要であり、延長が長くなるため設置しないこと、一般道路の歩道橋にはエレベーターは設置しないこと、又吉通りの手前に沈殿池をつくり、外には赤土を出さないようにしている旨が説明さ

れた。

なお、主な意見は次のとおりである。

・身障者対策に関しては協会があるので、歩道橋がスロープなしでいたしかたないという、協議はされていた方がよい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

④浦添大公園整備事業

(再評価理由)

前再評価において、平成23年度までの長期計画として設定しているため、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、公園へのアクセス、駐車場箇所の墓の取扱、平成23年度完了の見通し、バリアフリーの検討等、が質疑された。事業者からは、道路管理者と調整を行い、分かり易いアクセスの仕方を検討し、案内標識を設置する考えであること、墓の権利者に対しては、粘り強く交渉をするとともに、他に駐車場の空間がないのか検討すること、発掘調査を浦添市に早めに実施してもらい、平成23年度までには整備を完了する考えであること、平成18年12月に新バリアフリー法が施行されたことから、都市公園については、新法に基づきチェックを行う旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・多くの方に利用頂くためには、アクセスをもう少し判りやすく示す必要がある。
- ・戦争体験の中で、墓に逃げ込んで助かったなど、歴史の勉強をする上からも墓が果たしてきた役割があるので、何とか残すように検討願いたい。
- ・子供やお年寄り、身障者の方が安心して使える場所を目指して検討願いたい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

⑤首里城公園整備事業

(再評価理由)

発掘調査の遅れにより、事業期間が長引いたため、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、県外観光客の直接便益への計上方法、国による中城御殿の整備・事業化、中城御殿の復旧計画、が質疑された。事業者からは、観光客は空港のある那覇市から公園に来ることで、便益を算出していること、国に中城御殿を整備してもらえるように、条件整備に努力する考えであること、発掘調査のデータに基づき、文化サイドも含めた技術検討委員会で中城御殿の復旧について議論する考えである旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・中城御殿は過去の写真のとおりに、同じグレードで復旧して頂きたい。
- ・中城御殿の外観だけではなく、その中での暮らしも調べて頂いて学べる様にして欲しい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

○第4回委員会(平成20年 1月24日)

①県道153号線外1線街路事業

(再評価理由)

公図の訂正に時間を要したことによる用地取得の遅れから事業期間が長引いたため、事業採択後10年を経過している。

(審議概要)

委員から、平良交差点から儀保交差点向けの幅員構成、右折専用車線を2車線にした理由、植栽の種類、平成23年度完了の見通し等、が質疑された。事業者からは、当該進行方向への車線は3車線であり、右折が2車線、直進が1車線であること、南部土木事務所で交通量調査を行い右折2車線に決定したこと、植栽はクスノキとホルトノキを予定していること、地積測量図が確定したことから、用地買収が進んでおり、あと3ヶ年での完了が可能と考えている旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・樹種選択は専門的な方と調整し慎重に検討した方がよい。
- ・当該箇所は非常に狭窄な箇所であるため、早めに工事をして頂いて、利用できるようにして欲しい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

②久茂地川河川改修事業

(再評価理由)

当初から平成22年度までの長期計画として設定しているため、事業採択後10年を経過している。

(審議概要)

委員から、市街地再開発事業箇所の護岸形状及びスポット的な整備、支川ガープ川の改修、久茂地川の水質改善、親水階段箇所の景観対策等、が質疑された。事業者からは、元の護岸のような自然石の間知積みで検討していることと、既設護岸沿いに4m幅で用地を買取するとともに、ビル自体もセットバックがあることから、沿川の空間を一体的に使い色々な工夫を検討したいと考えていること、県としては、ガープ川をオープンに改修するよう管理者である那覇市にお願いしていること、ガープ川の流域の下水道整備率が96%であるため、水質は向上していること、親水階段箇所に自然石を張り付け景観対策を施している旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・昔の護岸として、壊れていない県庁前駅の向かい側の護岸等は、是非維持して頂きたい。
- ・ガープ川の水上市舗は汚水を直接垂れ流しているため、ガープ川の対策を考えないと久茂地川は、あと一歩綺麗になりにくい。

- ・都市空間の河川であるため、川の綺麗さとそこで休めるようなスポットみたいなものがあるとよい。
- ・都市空間の中で亜熱帯的な自然が感じられるような植栽を考えて頂きたい。また積極的に生き物の視点に立って整備して頂くともっといい川になると思う。
- ・親水階段箇所の自然石張りは、デザインや美観をもう少し考えて頂きたい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

③与那原川河川改修事業

(再評価理由)

用地補償交渉が難航し事業期間が長引いたため、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、上流の倉敷ダムの洪水調節機能、上流部の改修を優先する理由、米軍基地内の整備の進め方、沖縄市のアグリビジネス構想における河川沿いの緑地ゾーンの取扱い等、が質疑された。事業者からは、倉敷ダムは治水機能を備えているが、与那原川も拡幅する必要があり、下流部は米軍基地内で守るべき施設がないことと、また上流部の地域住民から先に浸水被害を解消する必要があるため、上流部を優先し整備していること、米軍基地内の用地はある程度購入してから、米軍に対し返還申請を行い、その後、基地内に入り工事が出来るため時間がかかること、沖縄市のアグリビジネス構想は全部が可能ということではなく、集客可能な場所について部分的に沖縄市と調整しながら整備する考えがある旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・治水ということを最初にやって頂いて、それから親水分の用地買収なり、事業を進めるという、2段構えで考えた方がよい。
- ・河川沿いで、健康のために歩いたり、植物の勉強でもしながら、散策したりすることが安心して出来るような整備をしてもらいたい。
- ・治水をまず重点に置いて、米軍との折衝も早くして頂いて、事業を速やかに完了させてもらいたい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

④カンジン2期地区県営かんがい排水事業

(再評価理由)

農家及び久米島町からの強い要請により、末端かんがい施設等を追加し事業を拡大したため、事業採択後10年を経過している。

(審議概要)

委員から、高収益の栽培作物、農業基盤整備で整備した土地の遊休化対策、水質悪化に対する散水対策等、が質疑された。事業者からは、高収益作物としてマンゴーや菊等の作物が導入されていること、農業生産法人を組織し遊休地対策に取り組んでいること、散水

施設にろ過装置等を設置し作物の品質向上に努めている旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・若い人達が一定の農業収益を得ることで農業に定着できるよう農業基盤整備を進めてほしい。
- ・既存のため池を利用することから散水施設に目詰まり等が生じないように施設利用について指導してほしい。

(審議結果)

事業継続は妥当

⑤寄草地区県営畑地帯総合整備事業

(再評価理由)

事業に係る権利者が多数おり、換地の合意形成に多大な時間を要したため、事業採択後10年を経過している。

(審議概要)

委員から、高齢化と後継者問題、換地の進捗状況、農業生産効果の算定方法、農地の集団化と農業機械効率等、が質疑された。事業者からは、農林水産業振興計画の中で担い手の育成は大きな柱の1つと位置付けられており、今後市町村と連携を図り後継者の育成を図っていくこと、栗国村外に権利者が多く相続問題の処理に時間を要したこと、農作物の増収等による純然たる農業生産効果のため投資効率が低いこと、土地の有効利用を図るには農地の団地化が必要である旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・農業の担い手の育成問題について、農業が魅力的に感じられるよう積極的に取り組んでほしい。
- ・農業の投資効率は低めになっているので、別の評価も含め算定方法を検討する必要がある。

(審議結果)

事業継続は妥当

(平成19年度)

沖縄県公共事業評価監視委員会 委員名簿

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| アシメ イコ
安次嶺 悦子 | 沖縄県女性団体連絡協議会 事務局長 |
| アズミ ケイリ
有住 康則 | 琉球大学工学部 教授 (委員長) |
| アノウ テイヤ
安藤 徹哉 | 琉球大学工学部 准教授 |
| カネツヨシ ケイ
金城 毅 | 財団法人南西地域産業活性化センター 上席研究員 |
| コハマ テツ
小濱 哲 | 名桜大学大学院 教授 |
| テラタ イコ
寺田 麗子 | フリージャーナリスト |
| フジタ ヨコ
藤田 陽子 | 琉球大学法文学部 准教授 |
| マエダ イチロウ
真栄田 一郎 | 日本青年会議所沖縄地区協議会 副会長 |
| ミヤギ ケイジ
宮城 邦治 | 沖縄国際大学総合文化学部 教授 |
| ヨシガ アシユン
吉永 安俊 | 琉球大学農学部 教授 |

(敬称略 五十音順)